

平成15年9月19日 文部科学大臣認可  
改正 平成17年4月1日、平成21年3月31日、  
平成23年6月30日、平成24年10月15日、  
平成26年8月12日、平成30年4月26日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、放送大学学園法（平成14年法律第156号。以下「法」という。）第3条に定める学校法人とし、その名称を放送大学学園とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県千葉市美浜区若葉2丁目11番地に置く。

## 第2章 目的

(目的)

第3条 この法人は、大学を設置し、当該大学において、法第2条第2項に定める放送（以下「放送」という。）による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする。

(設置する大学)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる大学を設置する。

放送大学 教養学部

大学院 文化科学研究科

## 第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

一 理事 7人以上9人以内（うち常勤6人以内）

二 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 役員の内命は理事長が行う。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一 学長 1人

二 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人以上3人以内

三 学識経験者のうち理事会において選任した者 5人

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失う。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員の内命)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の内命は、2年とする。ただし、補欠の内命の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることが出来る。ただし、引き続き6年を超えることは出来ない。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の内命が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員)の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員)の欠格条項)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員となることができない。

- 一 国家公務員(放送大学学園法施行令(平成15年政令第365号)第1条で定める教育公務員及び非常勤の者を除く。)
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条各号に掲げる者
- 三 放送法(昭和25年法律第132号)第31条第3項第2号又は第5号から第7号までに掲げる者
- 四 電波法(昭和25年法律第131号)第5条第3項各号に掲げる者

2 電波法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる者は、この法人の理事となることができない。

(役員)の解任及び退任)

第11条 理事長は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき。
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

3 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任

(監事の兼職)の禁止)

第12条 監事は、理事、評議員又は職員と兼ねてはならない。

(理事長)の職務及び代表権)の制限)

第13条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 この法人と理事長との利益が相反する事項については、理事長は代表権を有しない。この場合には、理事長以外の理事がこの法人を代表する。

(理事)の代表権)の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長)職務)の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事)の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣及び総務大臣(以下「主務大臣」という。)並びに理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条の2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうち互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、20人以上27人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数が出席しなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 事業計画、予算、借入金（弁済期限が1年を超えない借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 三 寄附行為の変更
- 四 合併
- 五 目的たる事業の成功の不能による解散
- 六 寄附金品の募集に関する事項
- 七 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において選任した者 5人
  - 二 この法人の設置する大学を卒業した者で年齢25歳以上のものうちから、理事会において選任した者 1人
  - 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 14人以上21人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第24条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のために職務の執行に堪えないとき。
  - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任

## 第5章 放送大学の組織等

### (学長及び副学長の任免手続)

第25条 放送大学に学長及び3人以内の副学長を置く。

- 2 学長の任命は、学長選考会議の選考により理事長が行う。
- 3 副学長の任命は、学長の申し出により理事長が行う。
- 4 前2項の規定は、学長及び副学長の免職について、それぞれ準用する。

### (人事の基準)

第26条 前条及び第27条の2に定めるもののほか、学長の任免の基準、任期、定年その他人事の基準に関する事項は、別にこれを定める。

- 2 前条に定めるもののほか、副学長及び教員の任免の基準、任期、定年その他人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。

### (評議会)

第27条 放送大学に、学長の諮問に応じ、この大学の運営に関する重要事項について審議し、及びこの寄附行為の規定によりその権限に属させられた事項を行うため、評議会を置く。

- 2 評議会の組織及び運営に関する事項は、学長がこれを定める。

## 第6章 学長選考会議

### (学長選考会議)

第27条の2 この法人に、学長選考会議を置く。

- 2 学長選考会議は、第25条に定めるもののほか、学長の任免に関し必要な事項を審議する。
- 3 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員10人以上12人以内をもって組織する。
  - 一 第27条に規定する評議会を構成する者のうちから評議会において選任した者
  - 二 第23条第1項第3号に掲げる者のうちから評議員会において選任した者
  - 三 第6条第1項第3号に掲げる者のうちから理事会において選任した者
- 4 学長選考会議の委員の数は、前項第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員を同数とするほか、前項第3号に掲げる委員の数は学長選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならないものとする。
- 5 学長選考会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、前項の委員の任期は、評議会の構成員、評議員又は理事としての任期を超えないものとする。
- 7 学長選考会議の運営その他学長選考会議に関し必要な事項は、別にこれを定める。

## 第7章 放送番組委員会

### (放送番組委員会)

第28条 この法人に、理事長の諮問に応じ、放送番組について審議し、その向上適正を図るため、放送番組委員会を置く。

- 2 放送番組委員会の組織及び運営に関する事項は、別にこれを定める。

## 第8章 財務及び会計

### (事業計画等)

第29条 毎会計年度の開始前に、その会計年度の事業計画、予算及び資金計画を理事長が作成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て決定し、事業計画は主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### (書類の作成等)

第30条 この法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行う。

- 2 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の財務計

算に関する書類を作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 3 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、前項に掲げる書類及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 4 この法人は、第2項に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。
- 5 前項の書類を届け出るときは、文部科学大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第31条 この法人は、予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

(資産)

第32条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する大学及びこの法人が行う放送の業務に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する大学の経営及びこの法人が行う放送の業務に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(借入金)

第34条 この法人は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、借入金をすることができる。

- 2 この法人は、弁済期限が1年を超える資金を借り入れようとするときは、償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第35条 この法人は、総務省・文部科学省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、主務大臣の認可を受けなければならない。

(積立金の保管)

第36条 基本財産及び運用財産中の積立金は、国債等の確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な金融機関への預金、若しくは郵便貯金として理事長が保管する。

(出資の制限)

第37条 この法人は、次の者に出資することができない。

- 一 放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同法第2条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
- 二 放送法第126条第1項の登録を受けた者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業を営む者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務を利用して放送を行う者に限る。）

(余裕金の運用)

第38条 この法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債等の確実な有価証券の取得
- 二 確実な金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む確実な銀行又は信託会社への金銭信託

(経費の支弁)

第39条 この法人の設置する大学の経営及びこの法人が行う放送の業務に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、補助金収入その他運用財産をもって支弁する。

(資産総額の変更登記)

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(剰余金)

第41条 決算において剰余金があるときは、利益処分により積立金を計上し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第9章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 私立学校法（昭和24年法律第270号）第62条第1項の規定による文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散した場合における残余財産は、すべて国に帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第4条の3第1項に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第11章 雑則

(宗教教育等の制限)

第47条 この法人は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

## 第12章 補則

(情報の公開)

第48条 この法人は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、情報の公開を行わなければならない。

2 情報の公開に関する事項は、別にこれを定める。

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、第2条に規定する事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び第4条に規定する大学の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 平成15年9月19日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、この法人の設立の日（平成15年10月1日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は、第43条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、平成16年3月31日に終わるものとする。
- 3 放送大学学園法の施行の際に現に存する放送大学学園の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、この法人の設立の時において、この法人が承継する。
- 4 この法人の設立の時における役員は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事（理事長）	井 上 孝 美
理事	石 原 秀 昭
理事	遠 藤 利 男
理事	大 澤 幸 夫
理事	後 藤 敬 三
理事	後 藤 祥 子
理事	丹 保 憲 仁
理事	長 尾 真
監事	北 尾 美 成
監事	西 垣 昭

附 則（平成17年4月1日）

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

平成21年3月31日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日）

この寄附行為は、平成23年6月30日から施行する。

附 則（平成24年10月15日）

平成24年10月15日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月12日）

- 1 平成26年8月12日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年8月12日から施行する。
- 2 改正後の第25条第2項の規定にかかわらず、第27条の2第3項各号に規定する最初の委員が選任されるまでの間における学長の任免手続については、なお従前の例による。
- 3 この寄附行為の施行の日において、現に在職する学長の任期については、その任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成30年4月26日）

この寄附行為は、文科科学大臣認可の日（平成30年4月26日）から施行する。